

工事請負の下請負人に係る社会保険等未加入対策について

本市では、国土交通省が建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策を進めていることを踏まえ、取り組みを進めているところです。（※）

このたび、本市発注工事の下請負人の社会保険等への加入を促進するため、以下のように社会保険等未加入建設業者（加入義務のない者は除く。以下同じ。）との一次下請契約を禁止することとしましたので、お知らせします。

※平成27・28年度の競争入札参加有資格者名簿の登録から、「工事の請負」の契約の区分において、社会保険等に加入していることを条件としています。

※平成28年2月以降に本市と契約を締結した工事については、社会保険等未加入下請建設業者を建設業許可権者へ通報しています。

1 対象契約

「工事の請負」の契約のうち、一部を下請けによる施工とするもの

2 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止（その旨を契約約款に記載）します。
- (2) (1) に違反した場合は、元請負人に対して契約違反として指名停止措置（2カ月）及び工事成績評定の減点（15点）を行います。（※）

※違反が判明した場合であっても、本市が指定する期間内（原則30日）に当該未加入下請建設業者が加入手続を行ったことを、本市が元請負人を通じて確認した場合は、指名停止措置及び工事成績評定の減点は行いません。

※二次以下の下請負人も含め、社会保険等未加入建設業者については、これまでと同様に建設業許可権者へ通報します。

3 実施時期

平成29年1月以降に公告、指名又は見積依頼を行う工事から実施します。

【社会保険等の加入等に関するお問い合わせ先】

『健康保険』及び『厚生年金保険』について：所轄の年金事務所

『雇用保険』について：所轄の公共職業安定所

名古屋市上下水道局総務部契約監理課 TEL (052) 972-3725
計画部技術管理課 TEL (052) 889-1055